

この記事は広報誌から外してご利用いただけます

令和 6 年分

税の申告

所得税、市・県民税申告期間

2月12日(木)～3月17日(日)

事前予約制

◆期間 ご都合の良い日を「事前予約」してください。

会場	期間(日回(祝)は除く)	休日相談日
下稻吉コミュニティセンター (旧 働く女性の家)	2月12日(木)～2月19日(木)	2月16日(日)
千代田庁舎	2月20日(金)～3月3日(日)	3月2日(日)
霞ヶ浦コミュニティセンター (旧 あじさい館)	3月4日(月)～3月17日(日)	3月9日(日)

◆時間 15分単位での案内です。当日の進捗状況により、案内が前後する場合があります。

午前の部	① 8:45	② 9:00	③ 9:15	④ 9:30	⑤ 9:45	⑥ 10:00
	⑦ 10:15	⑧ 10:30	⑨ 10:45	⑩ 11:00	⑪ 11:15	⑫ 11:30
	⑬ 11:45	—	—	—	—	—
午後の部	⑭ 13:00	⑮ 13:15	⑯ 13:30	⑰ 13:45	⑱ 14:00	⑲ 14:15
	⑳ 14:30	㉑ 14:45	㉒ 15:00	㉓ 15:15	㉔ 15:30	㉕ 15:45
	㉖ 16:00	㉗ 16:15	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

事前予約制に伴う注意点

市では、令和7年1月1日現在、市内に住民登録がある方を対象に申告相談を「事前予約制」で行います。

- 予約のない方が当日来場された場合、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

申告相談に必要なもの

- マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど
- 本人確認ができる書類(運転免許証など)
- 本人名義の預金通帳など
- 収入を証明するもの(別冊③を参照ください)
- 控除を証明するもの(別冊③を参照ください)
- **昨年度、確定申告をされた方は、税務署から届く「確定申告のお知らせ」のはがきを持参してください。**

事前予約の方法

- **インターネット予約と電話予約の開始日は異なりますのでご注意ください。**
- 電話予約は大変混雑することが予想されますので、インターネット予約をご活用ください。
- 同一世帯の方が同じ時間帯に申告相談をすることはできませんので、時間を前後させるなど、必ず違う時間帯を予約してください。



1月17日(木) 午前8時30分受付開始

1 インターネット予約

URL または二次元コードから予約 ▶ 
<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/tax.php?mode=reserve>

1月20日(日) 午前8時30分受付開始

2 電話予約(午前8時30分～午後5時15分)

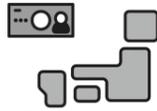
- 1 かすみがうら市役所に電話する(平日のみ)
- 2 内線 1150～1152 を指定して予約する



市役所では対応していない申告

◆次の申告などは、市の相談窓口では対応していませんので、土浦税務署確定申告会場でご相談ください。

- 青色申告
 - 過年度分の申告
 - 退職所得に係る申告
 - 消費税、贈与税、相続税の申告
 - 土地、建物、株式などの売却に係る申告
 - 分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
 - 雑損控除（災害や盗難による損失など）の適用を受ける申告
 - 仮想通貨の売却に係る申告
 - 国外の方を扶養にとる申告
 - 外国税額控除の適用を受ける申告
 - 変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告
 - 住宅借入金等特別控除（1年目）の申告
 - 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除
- ※対応できない申告の一覧は、令和6年分の申告の申告ホームページをご覧ください。



土浦税務署確定申告会場のご案内

☎ 土浦税務署個人課税第一部門 ☎ 029-822-1100

◆申告会場

確定申告会場開設期間	確定申告会場
令和7年2月17日(日)～3月17日(日) (土日祝除く) ※3月2日回は開場しています。	土浦市亀城プラザ（土浦市中央2丁目16-4）

◆会場に来られる方へ

- 来場者用の駐車場はありませんので、公共交通機関でのご来場をお願いします。周辺施設への無断駐車は絶対にしないでください。
- 確定申告会場開設期間中は、土浦税務署庁舎では所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を行っていません。
- 確定申告会場の入場には、**入場整理券**が必要です。入場整理券は当日会場でも配布しますが、**国税庁LINE公式アカウント**を通じたオンラインでの**事前発行**がスムーズです。（LINE事前発行は、来場される日の概ね10日前から受付を開始します。）

国税庁 LINE 公式アカウント



確定申告会場では、原則ご自身のスマートフォンを利用した申告体制としています。

マイナンバーカードを利用して申告する場合は、カード取得時に設定した2つのパスワード（①数字4桁、②英数字6～16文字）をあらかじめご用意ください。

申告相談が不要な方



◆所得税の確定申告書を税務署に提出した方（電子申告含む）



◆収入が1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、会社から市へ給与支払報告書が提出されている方



◆収入が公的年金などのみで、受給額合計が400万円以下の方

ご注意ください：源泉徴収の対象とならない外国の公的年金などがある場合は、原則所得税の確定申告が必要です。

申告相談が必要な方

◆個人事業主の方

- 営業や農業、その他事業を営む方
- 不動産、利子、配当、雑、譲渡、一時所得、原稿料、講演料などの収入がある方

◆給与所得者の方

- 給与以外に、農業や不動産などの収入がある方
- 勤務先から市に「給与支払報告書」の提出がない方
- 令和6年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方

◆公的年金受給者の方

- 公的年金以外に、農業や不動産などの収入がある方

◆国民健康保険税などの軽減措置を受ける方

- 市内在住の方の扶養になっていない場合は、申告をしないと国民健康保険税などの軽減措置を受けることができません

◆医療費や生命保険料などの控除を追加する方

- インフルエンザ予防接種などの「疾病の予防のための費用」は、医療費控除の対象となりません
- 人間ドックや健康診断の費用、自己判断で受けたPCR検査費用も原則対象となりません

	種類	必要書類の例
収入を証明するもの	給与・年金	給与所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本） ※複数ある場合は、すべて必要です。 ※企業年金・厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。 ※遺族年金・遺族恩給・障がい者年金・失業保険は、非課税所得です。
	営業・農業・不動産	収支内訳書（事前に作成した上で持参してください） ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
	一時	収入額と必要経費の記載された証明書 「支払保険金額等のお知らせ」など
	配当	支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書など ※分離課税を選択する方は、市での申告相談はできません。
控除を証明するもの	医療費控除	医療費控除の明細書（事前に作成した上で持参してください） ※領収書の日付（令和6年1月1日～12月31日）を確認し、受診者や医療機関ごとに集計してください。 ※生命保険、高額療養費などから補填される金額は、支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは、原本を持参してください。
	社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証または納付済額証明書
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書
	生命・地震保険料控除	控除証明書
	扶養控除	【扶養親族が市外在住の場合のみ】 扶養親族の住所、氏名、生年月日およびマイナンバーが分かるもの

※「収入を証明するもの」「控除を証明するもの」の対象期間は、令和6年1月1日から12月31日までです。

※収支内訳書および医療費控除の明細書は、千代田庁舎税務課、霞ヶ浦庁舎窓口センター、下稻吉コミュニティセンター（旧働く女性の家）、霞ヶ浦コミュニティセンター（旧あじさい館）の窓口に設置してあります。

※収支内訳書（農業用）は、JA水郷つくば（千代田支店、霞ヶ浦支店、千代田営農センター）の窓口に設置してあります。

※収支内訳書（漁業用）は、霞ヶ浦漁業協同組合の窓口にのみ設置してあります。

令和7年度から適用される市・県民税の税制改正

◆住宅ローン控除の拡充

所得税で住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれない額がある場合には、一定の額を限度として、市・県民税から控除することができます。

次の①または②に該当する方が、認定住宅などを新築し令和6年に入居した場合には、右表のとおり借入限度額を上乗せすることができます。

- ① 18歳以下の扶養親族を有する者
- ② 夫婦のいずれかが39歳以下の者

住宅区分	借入限度額 【改正後】	借入限度額 【改正前】
認定長期優良住宅	5,000万円	4,500万円
認定低炭素住宅		
ZEN水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

※詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。

※手続きは土浦税務署へお問い合わせください。



◆同一生計配偶者に係る定額減税【令和7年度のみ適用】

令和7年度（令和6年分）の市・県民税にかかる合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合は給与収入2,000万円以下）の納税義務者のうち、**控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する方***を対象に、税額控除後の所得割額から1万円（税額控除後の所得割額が1万円未満の場合は、税額控除後の所得割額が限度）が**控除されます**。ただし、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者が国内に住所を有するに限られます。
※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方。



申告の際にはご注意ください

定額減税は、市が保有する税情報を基に算定しますので定額減税を受けるための申請は必要ありませんが、申告の際、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の記載がない場合は、定額減税が受けられません。

市・県民税 申告支援システムのご案内

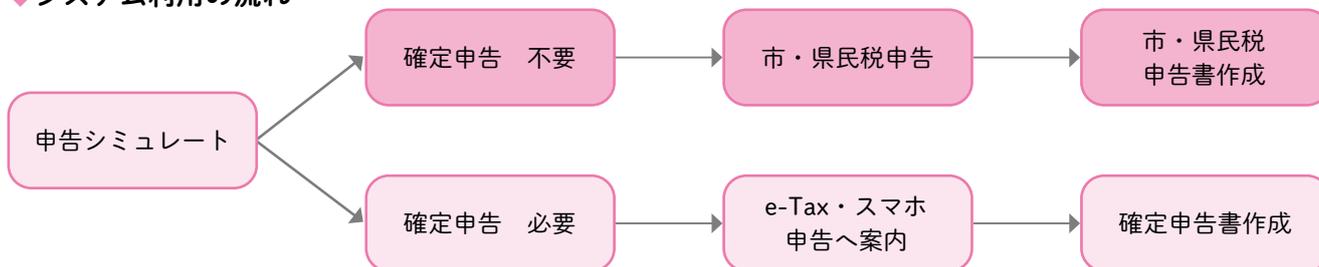
インターネットに接続できるパソコンやスマホなどを利用して、**自宅で簡単に市・県民税の申告書を作成**できます。

ご自身が確定申告をする必要があるかどうか判断するためのシミュレート機能もありますので、ぜひ一度ご利用ください。
対象者：確定申告が不要な方で、市・県民税申告が必要な方。
収入がなかったことを申告する方など

申告支援
システム



◆システム利用の流れ



※作成した申告書は、ご自身で保管してください。 ※本システムでは、所得税の確定申告書は作成できません。

申告に関するお問い合わせ先

所得税や消費税などの国税に関する問い合わせ

☎ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

市税などの地方税に関する問い合わせ

☎ 税務課（千代田庁舎）☎ 0299-59-2111